

平成 31 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	3
2. 主税局における活用状況	5
3. 関税局における活用状況	8
4. 理財局における活用状況	12

政策評価の活用及び根拠法令

〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法 3 条及び 4 条）

〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画）
- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
 - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
 - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
- (3) 財務省政策評価懇談会（3 月）で、上記のそれぞれの活用状況について説明
また、予算編成における P D C A サイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）（平成 13 年 6 月 29 日法律第 86 号）

第四条（政策評価の結果の取扱い）

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

○ 政策評価に関する基本方針（抄）（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）
（平成 19 年 3 月 30 日一部変更）
（平成 22 年 5 月 25 日一部変更）
（平成 27 年 3 月 24 日一部変更）
（平成 29 年 7 月 28 日一部変更）

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

○ 政策評価に関する基本計画（抄）（平成 30 年 3 月策定）

第 8 章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第 2 節 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努めるものとする。

1. 主計局における活用状況

政策評価の結果の反映状況

- ・ 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の効率性の検証を行うなど、予算に的確に反映。
- ・ 政策評価の結果の平成 31 年度予算への反映額は▲185 億円。

◆ 主な反映事例

<法務省>

矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施【反映額：▲ 0.5 億円】

<事業の概要>

被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。

<法務省における政策評価結果のポイント>

【 達成しようとする目標 】

刑事施設における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所（院）後の就労の安定を図る。

【 政策評価結果のポイント 】

今後も社会の雇用ニーズを取り入れた就労支援効果の高い職業訓練を充実させるため、訓練科目及び訓練人員等の見直しを行うとともに、職業訓練以外についても、業務の効率的な運用について検討を行う。

<政策評価結果に対する考え方>

目標達成に向け、社会の雇用ニーズ等を取り入れた就労支援効果の高い職業訓練を充実させるとともに、職業訓練以外についても、業務の効率的な運用について検討を行う。

<予算への反映状況>

社会の雇用ニーズ等を取り入れた就労支援効果の高い職業訓練を充実させるため、フォークリフト運転科職業訓練の人員を見直す一方、運転実習時間の充実を図った。
また、少年鑑別所 6 庁について、収容人員の減少に伴い給食形式を近隣刑事施設との共同炊事から弁当給食へ移行するなど、少年施設炊事業務の効率化を図った。

<国土交通省>

海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する（うち、国際戦略港湾競争力強化対策事業）【反映額：▲ 8.0 億円】

<事業の概要>

国際戦略港湾における国際基幹航路の維持・拡大を図るため、港湾運営会社が実施する集貨事業に対して補助を行い、国際戦略港湾への集貨を強力に推進する。

<国土交通省における政策評価結果のポイント>

【 達成しようとする目標 】

国際戦略港湾（京浜港、阪神港）に寄港する北米基幹航路のデیلیー寄港を維持するとともに、欧州基幹航路を週 3 便に増やす。

【 政策評価結果のポイント 】

北米基幹航路については、地方港から国際戦略港湾への集貨を中心としたこれまでの支援により、デیلیー寄港を維持することができた一方で、欧州基幹航路については、週 3 便とする目標は未達（週 1 便）となった。

しかしながら、地方港と国際戦略港湾を結ぶ国際フィーダー航路の寄港便数は 1.5 倍に増加するなど、効率的に国内貨物を国際戦略港湾に集める仕組みが出来上がってきている。

<政策評価結果に対する考え方>

欧州基幹航路の週 3 便化については未達となったものの、国際フィーダー航路の寄港便数は大幅に増加するなど、本事業は国際戦略港湾における競争力強化に一定の役割を果たしてきた。
今後は、量だけでなく質の向上への支援方法の転換を行い、予算の効率化を図るべきである。

<予算への反映状況>

効率的に国内貨物を国際戦略港湾に集める仕組みが出来上がってきている状況を踏まえ、海外フィーダー等貨物誘致事業（地方港から東アジア主要港を経由して北米向けに輸出していた貨物等を国際戦略港湾経由に転換し、輸送コスト低減を図るための事業）を廃止する一方で、一層の集貨を促す観点から、外航フィーダー利用促進事業（東南アジアとのフィーダー航路網の充実を図るための事業）、積替機能強化事業等に重点化を図った。

（計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。）

2. 主税局における活用状況

平成31年度税制改正における政策評価等の活用について

○租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価（事前評価）を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。

○財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。

⇒税制改正プロセスでは、総務省による政策評価の点検結果や、財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。

平成31年度税制改正では、法人税関係租税特別措置（42項目）の見直しを行い、その大宗について、廃止または縮減を伴う見直し（うち「廃止5項目」）を行う。

<主な事例①>

◆ 公害防止用設備に係る特別償却制度

⇒ 総務省の指摘を踏まえ、政策手段としての効果などの精査を行った上、期限の到来をもって廃止。

（参考）租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（抜粋）（平成30年11月 総務省行政評価局）

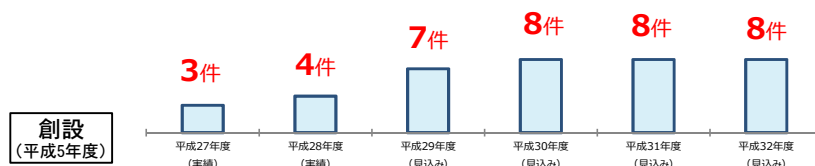
- **過去・将来の適用数が10件未満と僅少※である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。** ※対象事業等の一部の適用数が10件未満のものも含む

《厚労07》公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：中小企業者等が公害防止用設備の取得等をした場合の特別償却

<達成目標>

健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。



適用件数が非常に少ないことを踏まえてもなお、本特例措置が達成目標へ十分に寄与することについての分析・説明なし

これらの租税特別措置等は、その適用実態・見込みも踏まえた上で、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

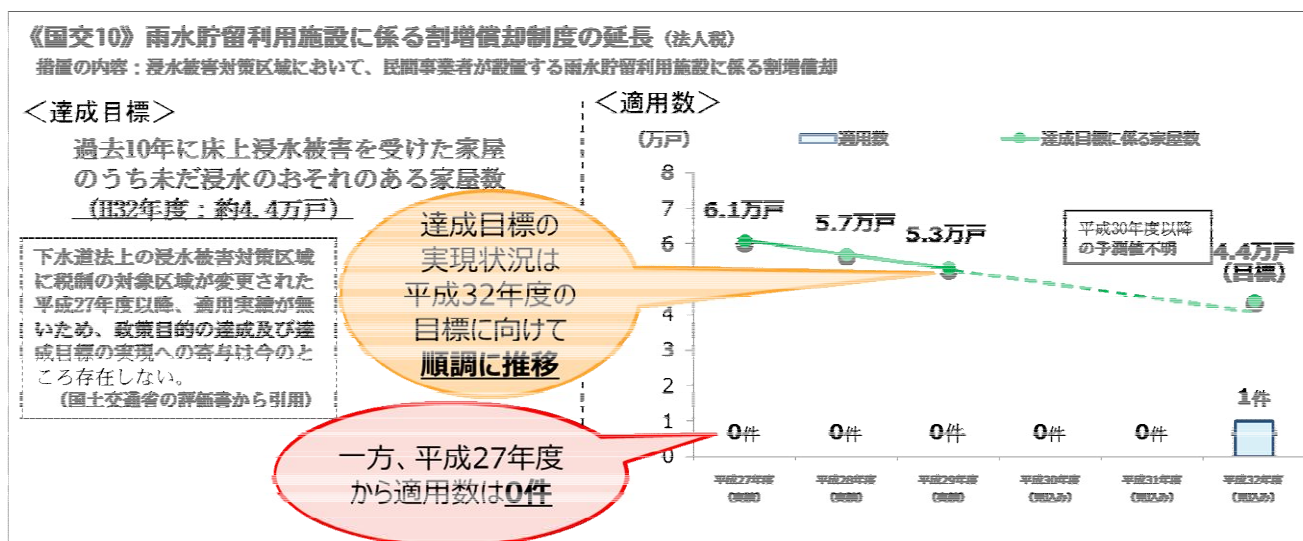
<主な事例②>

◆ 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度

⇒ 総務省の指摘を踏まえれば、政策手段としての効果があったとは言えず、将来の適用もほぼ見込まれないことから、期限の到来をもって廃止。

(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(抜粋) (平成30年11月 総務省行政評価局)

- 過去の適用数は0件であり、租税特別措置等の効果はなかったと明示。また、将来の適用数の予測も僅少であり、達成目標の実現に租税特別措置等が、将来どのように寄与するのか定量的に明らかにされていない。



この租税特別措置等は、過去の適用件数が0件であるにもかかわらず、達成目標の実現状況は順調に推移しており、将来の適用見込みについても1件(平成32年度)であるため、今後の達成目標の推移の予測も含め、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

3. 関税局における活用状況

平成31年度関税改正における政策評価の活用

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・理由、要望措置による効果等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

具体的な事例

- 関税改正要望：バイオマスプラスチックの原料であるバイオポリエチレン（以下「バイオPE」）の関税率の暫定無税化＜経済産業省＞

評価結果等

《政策目的》

- ・ 地球温暖化対策のためにCO₂排出量を削減する観点から、サトウキビ等から製造されるバイオPEを原料とするバイオマスプラスチックの普及を促進。

《現状》

- ・ 我が国ではCOP21のパリ協定の採択を受けて、2030年に向けてCO₂排出量の削減目標を掲げており、地球温暖化対策及び循環型社会の形成を推進している。
- ・ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）において、バイオマスプラスチックの導入目標（2030年：197万トン）を設定（2017年実績：約3.5万トン）。
- ・ バイオPEは全量をブラジルからの輸入に依存しており、輸入価格（300円/kg）は石油由来のポリエチレン価格（170円/kg）と比べて高価格である。
- ・ 現在、ブラジル産のバイオPEには特惠税率（2.6%又は8.96円/kgのうち低い税率）が適用されているが、平成30年度をもってブラジルが特惠受益国から卒業するため、平成31年4月以降はより高い税率であるWTO協定税率（6.5%）が適用される。
- ・ 現在、廃棄物を原料とした国産バイオPEの技術開発が進められている。

《措置の必要性》

- ・ バイオマスプラスチックのさらなる普及促進を図るために、原料であるバイオPEの関税率について、現行税率を下回る無税とする必要がある。
- ・ 将来、バイオPEの国産化が実現した場合には、関税による国内産業保護が必要となる可能性があるため、暫定税率により措置することが適当である。

《評価結果》

- ・ 経済産業省の政策評価書において、パリ協定に基づくCO₂の削減目標の達成及び循環型社会の形成に向けた取組について、一層の推進を図る必要があるとしている。
- ・ 政策目標を達成するためには、バイオPEの関税を無税とすることが効果的・効率的な手段であると考えられる。

平成 31 年度関税改正

バイオポリエチレンの関税率（暫定税率）を無税とすることが適当である。

今後の課題

- 各府省から提出される関税改正要望書について、政策評価の活用にあ資する観点からより充実したものとなるよう、要望措置の効果を検証するための客観的指標の提示などを引き続き各府省に求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討を行っていくこととしたい。

4. 理財局における活用状況

平成 31 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

◆ 主な活用事例

《独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(投融资等・金属鉱産物備蓄勘定)》

○ 石炭、地熱及び金属鉱物の開発事業に係る債務保証事業

<施策の概要>

○ 我が国企業の石炭、地熱及び金属鉱物の開発事業に対して債務保証による支援を行うため、産投出資を活用して債務保証の履行原資となる基金を積み立てるもの。

<要求省庁・機関における政策評価>

①政策的必要性

資源の安定供給確保は、我が国にとって必要不可欠であるが、民間のみで負担するにはリスクが高く、公的関与の必要性がある。

②民業補完性

機構がプロジェクトに参画し、対象国での事業活動に伴うリスクを緩和すること等をもって、民間による資金供給を誘発している。

③有効性

機構が支援を行うことにより、民間の積極的な資金供給を促進し、資源の安定供給を確保する上で有効である。

④その他（財務の健全性への影響等）

案件採択にあたっては経済性等の審査を実施し、採択後は報告事項等に基づく現地調査等の事後管理を厳格に行っている。

<政策評価の活用状況>

政策的必要性（①）については、機構の債務保証による支援は資源開発投資に係る信用リスクの低減を通じ、我が国の資源・エネルギー権益の維持・確保に資するものであることから、認められる。

民業補完性（②）については、資源・エネルギー開発に伴う民間では担えないリスクを機構が債務保証を行うことにより負担し、民間資金を誘発するものであり、問題はない。

有効性（③）については、投資回収が長期となる資源開発投資において、機構の債務保証による信用リスクの低減を通じ、民間の資金供給を促進させるものであることから、認められる。

財務の健全性への影響等（④）については、現地調査等の事後管理を厳格に行うことを求めたほか、「石炭・金属鉱物」の2分野と「地熱」分野でそれぞれ債務保証の履行原資（基金）を積み立てているが、3分野の履行原資を一体として確保することで積立額の抑制が可能であり、産業投資の効率的な活用の観点から、追加出資の計画計上をしないこととした。

【財政投融资 対要求 35 億円減】

◆ 主な活用事例

《株式会社日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)》

- 農林漁業者等に対する融資事業

<施策の概要>

- 農林漁業の持続的かつ健全な発展等に資する長期かつ低利の資金を供給する。

<要求省庁・機関における政策評価>

①政策的必要性

農林漁業は、自然条件に影響を受けやすい、大規模な初期投資、生産サイクルが長い等の特性があり、農林水産業の発展のため、これを支援することが必要である。

②民業補完性

民間金融機関においては、農林漁業向けの長期融資に必ずしも十分に対応できておらず、公庫が金融機能を果たすことによって民業を補完している。

③有効性

投下資本の回収に長期を要することや、収益が不安定であること等から、長期・低利の資金供給が有効である。

④その他（財務の健全性への影響等）

融資に際しては、十分な審査を行い、必要な債権保全策を講じるとともに、融資後の業況把握によって償還確実性の確保に努めている。

<政策評価の活用状況>

政策的必要性（①）については、農林漁業は、天候や災害、価格変動等の外部要因による影響を受けやすいといった特有のリスクがあり、これを支援することは農林漁業者の経営安定や規模拡大等に寄与するものであることから、認められる。

民業補完性（②）については、農林漁業に係る特有のリスクにより、民間金融機関のみでは資金供給が困難であることから、認められる。しかしながら、近年、畜産分野の設備投資等の資金需要が増大する中で、公庫の事業規模は増加傾向にあるところ、民業補完の観点から、過度な増加とならないよう、民間金融機関による融資状況を踏まえて検討し、要求額から減額を行った。

有効性（③）については、初期投資が大きく生産サイクルが長いことや、収益が安定しないといった特性を踏まえれば、長期・固定・低利の融資を活用することは有効であり、農林漁業者の自立的な経営発展を促すものであることから、認められる。

財務の健全性への影響等（④）については、公庫の事業規模が増加している中で、引き続き、十分な審査を行うとともに、貸付先に対する経営支援等を通じて、償還確実性を確保することの必要性を指摘した。

【財政投融资 対要求 780 億円減】